

第260回役員会議事要録

日時 平成28年3月8日(火) 14:00~14:30
場所 本部管理棟4階学長室
出席者 学長 脇口学長
理事 櫻井理事(総務・国際担当)、田口理事(研究担当)、箱田理事(財務担当)
監事 大崎監事
陪席者 総務部長、財務部長、研究国際部長、学務部長、医学部・病院事務部長、総務課長、人事課長、財務課長、法人企画課長

[配付資料]

- 審議資料 1 高知大学理工学部設置計画書(抜粋版)
審議資料 2-1 特任シニアプロフェッサー制度の新設に伴う関係規則の一部改正等について(案)
2-2 国立大学法人高知大学特任職員就業規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)
2-3 国立大学法人高知大学特任職員(特任シニアプロフェッサー)に関する運用内規(案)
審議資料 3-1 クロスアポイントメント制度の新設に伴う関係規則の制定及び一部改正について(案)
3-2 国立大学法人高知大学職員就業規則の一部を改正する規則新旧対照表(案)
3-3 国立大学法人高知大学クロスアポイントメント制度に関する規則(案)
3-4 (参考)「在籍型出向」の形態によるクロスアポイントメント制度の実施例
3-5 (参考)クロスアポイントメント協定書 作成要領

議事に先立ち、第258回及び第259回役員会議事要録の確認が行われ、承認された。

議事

[審議事項]

1. 理工学部(仮称)の設置計画について

櫻井理事から、審議資料1に基づき、理工学部(仮称)の設置計画について説明が行われ、審議の結果、教育研究評議会及び経営協議会に付議することが承認された。

なお、今後の加筆修正については、学長に一任することで了承された。

2. 特任シニアプロフェッサー制度の新設に伴う関係規則の一部改正等について

櫻井理事から、審議資料2-1~2-6に基づき、特任シニアプロフェッサー制度の新設に伴う関係規則の一部改正等について説明が行われ、審議の結果、教育研究評議会及び経営協議会に付議することが承認された。

出席者より、エルダープロフェッサー制度の活用も並行して検討することが望まれるとの意見があり、櫻井理事から今後の対応方針について説明が行われた。

3. クロスアポイントメント制度の新設に伴う関係規則の制定及び一部改正について

櫻井理事から、審議資料3-1~3-5に基づき、クロスアポイントメント制度の新設に伴う

関係規則の制定及び一部改正について説明が行われ、審議の結果、教育研究評議会及び経営協議会に付議することが承認された。

以 上